

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	1
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	専決処分について (専決第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町一般会計補正予算 (第 6 号) を専決処分したため、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>本予算は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に伴う事業に対応するもので、歳入で国庫支出金を、歳出で衛生費を補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の旅費の支給に関する必要な事項の改正をする。</p> <p>【具体的内容】 支給に関する事項を職員等の旅費に関する条例に準じて支給する。なお、支給額は町長等と同額とする。(第6条、別表)</p> <p>【施行期日】 令和3年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、特別職の旅費の支給に関する必要な事項の改正をする。</p> <p>【具体的内容】 支給に関する事項を職員等の旅費に関する条例に準じて支給する。なお、支給額は職員と同額とする。(第4条)</p> <p>【施行期日】 令和3年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、町長等の旅費の支給に関する事項を該当条例にて整備したため、必要な例規を整備する。</p> <p>【具体的内容】 旅費の用語を削除(例規名、第1条、第4条) 旅費支給に関する条文の削除(第3条)</p> <p>【施行期日】 令和3年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>特殊勤務手当を支給する作業の内容に重機運転作業にする場合を追加し、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の例外として、新型コロナウイルス感染症に関する措置に係る作業に従事したときの支給の規定が必要なため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>特殊勤務手当の種類を除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当を除雪等に従事する職員の特殊勤務手当に改め、内容にその他の重機運転作業に従事したときを追加する。防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の内容の文言の整理を行い、特例として、新型コロナウイルス感染症に関する緊急に行われた措置に係る作業に従事したときの規定を定める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】          現行の職員等の旅費に関する条例に、出向により赴任する職員へ対する移転料、着後手当等が制定されていないため制定する。          併せて実情に合わせた支給要件の整理をする。</p> <p>【具体的内容】          移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当の支給規定(第6条)          鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の支給要件に関する規定の変更</p> <p>【施行期日】          令和3年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	8
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
要 旨	<p>【制定理由】            新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が施行されたことに伴い改正するものです。</p> <p>【具体的な内容】            附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。</p> <p>【施行期日】            公布の日から施行する。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	9
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方税法施行令の改正により必要な改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 ・軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるよう改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。 なお本改正を適用する区分は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税とする。</p>		
担当課	町民課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	10																
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)																		
案件名	埜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																		
要 旨	<p>【改正理由】 第 8 期埜町介護保険事業計画の策定に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度の介護保険料の改正を行うため。</p> <p>【具体的な内容】 令和 3 年度から令和 5 年度における、第 1 号被保険者の介護保険料の改正。 それに伴い、低所得者への軽減後の金額も改正となる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">本来の率 (保険料)</th> <th style="text-align: center;">→</th> <th style="text-align: center;">軽減後の率 (保険料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 第 1 段階</td> <td style="text-align: center;">0. 50 (33, 600 円)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0. 30 (20, 160 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 第 2 段階</td> <td style="text-align: center;">0. 75 (50, 400 円)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0. 50 (33, 600 円)</td> </tr> <tr> <td>・ 第 3 段階</td> <td style="text-align: center;">0. 75 (50, 400 円)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0. 70 (47, 040 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 令和 3 年 4 月 1 日 ※令和 3 年度から適用。</p>				本来の率 (保険料)	→	軽減後の率 (保険料)	・ 第 1 段階	0. 50 (33, 600 円)		0. 30 (20, 160 円)	・ 第 2 段階	0. 75 (50, 400 円)		0. 50 (33, 600 円)	・ 第 3 段階	0. 75 (50, 400 円)		0. 70 (47, 040 円)
	本来の率 (保険料)	→	軽減後の率 (保険料)																
・ 第 1 段階	0. 50 (33, 600 円)		0. 30 (20, 160 円)																
・ 第 2 段階	0. 75 (50, 400 円)		0. 50 (33, 600 円)																
・ 第 3 段階	0. 75 (50, 400 円)		0. 70 (47, 040 円)																
担当課	健康福祉課																		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日より、介護予防支援事業者の事業の人員、運営並びに支援方法について国が定めている最低限度の基準「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正となったため、町条例においてもあわせて改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>主な改正の内容は以下の8点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①感染症対策の強化</li> <li>②業務継続に向けた取組の強化</li> <li>③ハラスメント対策の強化</li> <li>④会議や多職種連携におけるICTの活用</li> <li>⑤利用者への説明・同意等に係る見直し</li> <li>⑥記録の保存等に係る見直し</li> <li>⑦運営規程等の掲示に係る見直し</li> <li>⑧高齢者虐待防止の推進</li> </ul> <p>【施行期日】</p> <p>令和3年4月1日 ※一部経過措置有</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日より、指定居宅介護支援事業の人員、運営について国が定めている最低限度の基準「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正となったため、町条例においてもあわせて改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>主な改正の内容は以下の10点。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①質の高いケアマネジメントの推進</li> <li>②生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応（R3.10～）</li> <li>③感染症対策の強化</li> <li>④業務継続に向けた取組の強化</li> <li>⑤ハラスメント対策の強化</li> <li>⑥会議や多職種連携におけるICTの活用</li> <li>⑦利用者への説明・同意等に係る見直し</li> <li>⑧記録の保存等に係る見直し</li> <li>⑨運営規程等の掲示に係る見直し</li> <li>⑩高齢者虐待防止の推進</li> </ol> <p>【施行期日】</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>※一部経過措置及び令和3年10月1日より施行あり</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日より、指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営について国が定めている最低限度の基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正となったため、町条例においてもあわせて改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>共通事項として次の 8 点のほか、事業形態ごとに配置基準の見直し等を行っている。</p> <p>①感染症対策の強化          ②業務継続に向けた取組の強化          ③ハラスメント対策の強化          ④会議や多職種連携における I C T の活用          ⑤利用者への説明・同意等に係る見直し          ⑥記録の保存等に係る見直し          ⑦運営規程等の掲示に係る見直し          ⑧高齢者虐待防止の推進</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日          ※一部経過措置あり</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	<p>埜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日より、地域密着型介護予防サービス事業の人員、運営並びに支援方法について国が定めている最低限度の基準「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正となったため、町条例においてもあわせて改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 主な改正の内容は以下の 11 点。</p> <p>① (介護予防認知症対応型通所介護) 管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害対応の強化、認知症介護基礎研修受講の義務付け</p> <p>② (介護予防小規模多機能型居宅介護) 認知症介護基礎研修受講の義務付け、過疎地域におけるサービス提供の確保、人員配置基準の見直し</p> <p>③ (介護予防認知症対応型共同生活介護) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画策定担当者の配置基準の緩和、認知症介護基礎研修受講の義務付け</p> <p>④感染症対策の強化</p> <p>⑤業務継続に向けた取組の強化</p> <p>⑥ハラスメント対策の強化</p> <p>⑦会議や多職種連携における ICT の活用</p> <p>⑧利用者への説明・同意等に係る見直し</p> <p>⑨記録の保存等に係る見直し</p> <p>⑩運営規程等の掲示に係る見直し</p> <p>⑪高齢者虐待防止の推進</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日 ※一部経過措置有</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の策定について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>今年度計画が終了する那倉辺地について新たに計画を策定し「町道呼石鳩ノ宮線舗装補修事業」の事業期間及び事業費の策定を行い、辺地対策事業債の対象とする。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、那倉辺地に係る総合整備計画を策定する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	基町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>令和 3 年度に実施する予定の湯岐辺地に係る事業「湯遊ランドはなわ施設設備改修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行する。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、湯岐辺地に係る総合整備計画を変更する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町デイサービスセンターの指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【理由】</p> <p>埴町デイサービスセンターの指定管理者について、埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第3条の規定に基づき指定するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埴町デイサービスセンター</li> <li>2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 埴町社会福祉協議会</li> <li>3 指定期間の期間 自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日</li> </ol> <p>【施行期日】</p> <p>令和3年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の廃止について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>黒助線  公共的性格を有する農道伊香 6 号線を町道として管理するため、同路線と並行している黒助線を廃止する。</p> <p>花園線  花園線とそれに接続する農道花園清水線を一路線として新たな町道として管理するため、花園線を廃止する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>以下の路線を廃止する。</p> <p>1. 路線番号 1-11            路線名 黒助線  L = 311.4m  W = 3.2m</p> <p>2. 路線番号 219            路線名 花園線  L = 194.2m  W = 5.7m</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の認定について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>豊作線          県道矢祭山八槻線と国道 118 号線を結ぶ公共的な性格を有する農道伊香 6 号線を町道として管理するため。</p> <p>花園清水線          花園地区と清水地区を結ぶ公共的な性格を有する農道花園清水線を町道として管理するため。</p> <p>地切呼石線          高柴地切線と阿武隈 27 号線を結ぶ公共的な性格を有する農道呼石明部線を町道として管理するため。</p>		
	<p>【具体的な内容】</p> <p>以下の路線を認定する。</p> <p>1. 路線番号 1-11      路線名 豊作線              L = 205.3m              W = 6.0~11.6m</p> <p>2. 路線番号 219      路線名 花園清水線              L = 807.8m              W = 5.0~8.6m</p> <p>3. 路線番号 270      路線名 地切呼石線              L = 1919.2m              W = 5.0~7.3m</p> <p>【施行期日】          公布の日から施行</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の変更について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>1. 未広町 2 号線 町で造成した「さくらタウン未広」住宅団地と団地北側の集落を結ぶため現町道を延長するため。</p> <p>2. 清水大畑線 公共的な性格を有する農道清水線と清水大畑線を 1 路線として管理するため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 終点部の延長による変更            変更前 38 未広町 2 号線 L=126.9m W=9.5m            変更後 38 未広町 2 号線 L=186.9m W=4.8~14.6m</p> <p>2. 起点部の延長による変更            変更前 154 清水大畑線 L=2439.7m W=3.3m            変更後 154 清水大畑線 L=2608.1m W=2.5m~8.2m</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町一般会計補正予算 (第 7 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町一般会計補正予算 (第 7 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、町税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・諸収入・町債を、歳出で、議会費・総務費・民生費・衛生費・労働費・農振水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費・公債費などを、補正するものである。</p> <p>併せて、繰越明許費の追加・変更の補正、債務負担行為の追加、地方債の追加・変更の補正を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入を、歳出では総務費、保険給付費、予備費を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業会計補正予算（第 3 号）を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で繰入金・町債を、歳出で総務費を、補正するものである。</p> <p>併せて、継続費の変更の補正、繰越明許費の追加を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で繰入金、国庫支出金、町債を、歳出で総務費、事業費を、補正するものである。</p> <p>併せて、継続費の変更の補正、地方債の変更の補正を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを、歳出では総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費を補正するものである。</p>		
担当課	総務課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	26
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金、国庫支出金を、歳出で、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	27
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 2 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>令和 2 年度埴町上水道事業会計予算の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額</li> <li>・ 第 4 条の資本的収入及び支出の予定額</li> </ul> <p>について、それぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	28
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町一般会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、一般会計予算、歳入歳出予算の総額を 65 億 8,588 万 8 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	29
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町国民健康保険特別会計予算の総額を 9 億 6,054 万 3 千円と定めるものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	30
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町農業集落排水処理事業特別会計予算の歳入歳出予算総額を 1 億 1,650 万 1 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	31
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町公共下水道事業特別会計予算を歳入歳出総額で 2 億 3,530 万 3 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	32
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町介護保険特別会計予算の歳入歳出予算総額を 10 億 4,588 万 4 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	33
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算総額を 1 億 1,080 万 4 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	34
提出時期	令和 3 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町上水道事業会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方公営企業法に基づき、令和 3 年度埴町上水道事業予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、</p> <p>収益的収入の予定額を 2 億 6,385 万 1 千円</p> <p>収益的支出の予定額を 2 億 5,942 万 1 千円</p> <p>資本的収入の予定額を 2,300 万円</p> <p>資本的支出の予定額を 9,735 万 2 千円とするものである。</p>		
担当課	生活環境課		